

令和4年3月

射水市議会定例会議案
(議員提出議案 その2)

目 次

- 議員提出議案第 2 号 最低賃金の引上げ及び中小企業支援充実を求める意見書
- 議員提出議案第 3 号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択
議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書
- 議員提出議案第 4 号 シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書
等保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書

議員提出議案第2号

最低賃金の引上げ及び中小企業支援充実を求める意見書

射水市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年3月18日 提出

提出者	射水市議会議員	瀧田	孝吉
		〃	加治 宏規
		〃	中村 文隆
		〃	堀 義治
		〃	奈田 安弘
		〃	高橋 久和

最低賃金の引上げ及び中小企業支援充実を求める意見書

コロナ禍の深刻な経済状況で、非正規雇用やフリーランスで働く労働者の失業や減収が深刻である。非正規労働者の6割は女性であり、多くがコロナ禍で貴重な役割を担っているエッセンシャルワーカーでもある。この女性パート労働者の4割が、最低賃金の近傍（1.5倍の範囲）で働いている現状にある。現在、日本の最低賃金は、加重平均で時給930円である。しかし、この額では毎日8時間働いていても月額14万円（所得税・住民税を差し引いた額、社会保険料含む）程度にしかない。国民の生活を底上げし、民間消費を喚起して地域経済を回復させるうえで、最低賃金の引上げは喫緊の課題である。加えて、現在の最低賃金は最高の東京1,041円と最低2県820円とでは、時給221円の格差がある。

最低賃金を引き上げるためには、中小零細企業への支援がセットで行われることが必要であり、コロナ禍で苦境にあえぐ事業所への経営支援などを強めることが重要である。

また、最低賃金の引上げに向けては、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備する必要がある。よって、国会及び政府におかれては、以下のことを実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の暮らしを支え消費を拡大するため、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 生活費の実態にあわせ、最低賃金の地域間格差を是正すること。
- 3 最低賃金引上げの際には、コロナ禍での様々な経営支援、下請け取引の適正化、各種財政支援など、中小企業への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

射水市議会

議員提出議案第3号

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択

議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書

射水市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年3月18日 提 出

提出者	射水市議会議員	瀧田	孝吉
		〃	加治 宏規
		〃	中村 文隆
		〃	堀 義治
		〃	奈田 安弘
		〃	高橋 久和

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准
及び国内法制の整備を求める意見書

1979年の第34回国連総会において、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という。）が採択され、我が国については1985年からその効力が発生している。

しかし、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2021」で、日本は156か国中120位と主要7か国では最下位の状況となっており、この条約を踏まえた国内法制の整備など取組の強化が求められている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、学校や保育所の休業、非正規職員の雇い止めなど、特に女性の雇用や所得に与える影響等が大きいことが指摘されている。

このような中、国では令和2年11月に、男女共同参画会議から内閣総理大臣に対し「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」が答申され、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記された。また国会審議でも、外務大臣が選択議定書の「早期締結に向けて真剣に検討を進めている」「検討を加速する」と述べるなど、前進への期待が広がっている。

よって、国会及び政府におかれては、男女共同参画社会の実現に向けて、女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、国内法制を早急に整備されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

射水市議会

議員提出議案第4号

シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等
保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書

射水市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年3月18日 提 出

提出者	射水市議会議員	瀧田	孝吉
		〃	加治 宏規
		〃	中村 文隆
		〃	堀 義治
		〃	奈田 安弘
		〃	高橋 久和

シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式
導入に係る適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月から、消費税において適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入が予定されており、会員が適格請求書発行事業者として登録しなければならず、消費税の申告事務が生じるなど、会員への負担が大きくなることが懸念されている。

また、会員が適格請求書発行事業者として登録しない場合には、センターは仕入税額控除を受けることができず、税負担が増大することとなるが、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

これらのことから、適格請求書等保存方式の導入により、センターや会員に多大な負担が生じ、会員の減少やセンター事業に及ぼす影響が極めて大きくなることが危惧される。

よって、国におかれては、センターには特例により適用しないなど、センターの安定的な事業運営が可能となる適切な措置をとられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

射水市議会